

岐阜県公報

目次

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定取消し	(税務課) 七一五
土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定に関する告示の一部改正	(環境管理課) 七一五
救急病院及び救急診療所の認定	(医療整備課) 七二六
道路の区域変更	(道路維持課) 七二七
道路の供用開始	(同) 七二八
保安林の指定解除	(揖斐農林事務所) 七二九
保安林の指定予定	(郡上農林事務所) 七二九
保安林の指定	(恵那農林事務所) 七二九
教育委員会告示	
岐阜県重要文化財の指定	(社会教育文化課) 七二〇
岐阜県重要文化財の指定解除	(同) 七二一
選挙管理委員会告示	
施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定	(選挙管理委員会) 七二二
落札者等に関する公示	(市町村課) 七二二
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(環境生活政策課) 七二二
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(商業流通課) 七二二
飼料の試験結果	(畜産課) 七二二
市営土地改良事業の換地計画の適当の決定	(農地整備課) 七二四

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

告示

岐阜県告示第四百九十九号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十五年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社 丸善	間宮 義人	関市関口町一丁目二番四〇号	平成二五・九・三〇

岐阜県告示第五百号

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定に関する告示(平成二十四年岐阜県告示第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

第一号を次のように改める。

- 一 形質変更時要届出区域
多治見市小田町五丁目七番一及び八三番一並びに六丁目一番一及び一番四の一部

平成二十五年十一月一日

岐阜県告示第五百一号

次の医療機関を救急病院及び救急診療所として平成二十五年十一月一日認定したので、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により告示する。

平成二十五年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名	所在地	有効期限
朝日大学歯学部附属村上記念病院	岐阜市橋本町三丁目三番地	平成二八・一〇・三一
笠松病院	岐阜市中鷗三丁目一番地	同
医療法人社団志朋会加納渡辺病院	岐阜市加納城南通二丁目三番地	同
河村病院	岐阜市芥見大般若二丁目八四番地	同
岐阜県総合医療センター	岐阜市野一色四丁目六番一号	同
岐阜市民病院	岐阜市鹿島町七丁目一番地	同
岐阜赤十字病院	岐阜市岩倉町三丁目三六番地	同
国立大学法人岐阜大学医学部附属病院	岐阜市柳戸一番一	同
医療法人社団誠広会岐阜中央病院	岐阜市川部三丁目二五番地	同
岐阜ハートセンター	岐阜市藪田南四丁目一四番四号	同
医療法人社団慈朋会澤田病院	岐阜市野一色七丁目二番五号	同
千手堂病院	岐阜市千手堂中町二丁目二五番地	同
近石病院	岐阜市光町二丁目四六番地	同
独立行政法人国立病院機構長良医療センター	岐阜市長良一三〇番地七	同
医療法人社団双樹会早徳病院	岐阜市宇佐南一丁目八番一号	同

医療法人社団誠広会平野総合病院	岐阜市黒野一七六番地五	同
操外科病院	岐阜市四屋町四三番地	同
みどり病院	岐阜市北山一丁目一四番一四号	同
医療法人社団幸記念安江病院	岐阜市鏡島西二丁目四番一四号	同
医療法人生友会柳津病院	岐阜市柳津町宮東二丁目一〇二番地	同
山内ホスピタル	岐阜市市橋三丁目七番二二号	同
福富医院	岐阜市安食町二二二八	同
羽島市民病院	羽島市新生町三丁目二四六番地	同
公立学校共済組合東海中央病院	各務原市蘇原東島町四丁目六番二	同
医療法人秀幸会横山病院	各務原市那加元町八番地	同
岐阜県厚生農業協同組合連合会岐阜北厚生病院	山県市高富一一八七番地三	同
朝日大学歯学部附属病院	瑞穂市穂積一八五一番地の一	同
社会医療法人蘇西厚生会松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八五番地の一	同
鷺沼中央クリニック	各務原市鷺沼羽場町三丁目三三番地の一	同
小林内科	各務原市鷺沼羽場町三丁目一七三番地	同
大垣市民病院	大垣市南頬町四丁目八六番地	同
名和病院	大垣市藤江町六丁目五〇番地	同
医療法人社団正和会馬淵病院	大垣市美和町一八三一番地	同
岐阜県厚生農業協同組合連合会西美濃厚生病院	養老郡養老町押越九八六	同

国民健康保険関ヶ原病院	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原二四九〇番地の二九	同	医療法人馨仁会藤掛病院	可児市広見八七六番地	同
医療法人社団紫水会藤井病院	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三三三八番地	同	医療法人社団慶桜会東可児病院	可児市広見一五二〇番地	同
大垣中央病院	大垣市見取町四丁目二番地	同	伊佐治医院	加茂郡八百津町八百津三九二六番地	同
海津市医師会病院	海津市海津町福江六五六番地一六	同	桃井病院	可児郡御嵩町中二一六三番地	同
岐阜県厚生農業協同組合連合会揖斐厚生病院	揖斐郡揖斐川町三輪二五四七番地四	同	医療法人白水会白川病院	加茂郡白川町坂ノ東五七七〇番地	同
新生病院	揖斐郡池田町本郷一五五一番地の一	同	岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町五丁目一六一番地	同
博愛会病院	不破郡垂井町二二〇番地の四二	同	社会医療法人厚生会多治見市民病院	多治見市前畑町三丁目四三番地	同
医療法人徳洲会大垣徳洲会病院	大垣市林町六丁目八五番一	同	岐阜県厚生農業協同組合連合会東濃厚生病院	瑞浪市土岐町七六番一号	同
森外科医院	大垣市牧野町三丁目五〇番地	同	土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口七〇三番地の二四	同
岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院	関市若草通五丁目一番地	同	総合病院中津川市民病院	中津川市駒場一五二番地の一	同
医療法人香徳会関中央病院	関市平成通二丁目六番一八号	同	国民健康保険坂下病院	中津川市坂下七二二番地一	同
美濃市立美濃病院	美濃市中央四丁目三番地	同	市立恵那病院	恵那市大井町二七二五番地	同
医療法人社団白鳳会鷺見病院	郡上市白鳥町白鳥二の一	同	国民健康保険上矢作病院	恵那市上矢作町三一一番地二	同
郡上市国保白鳥病院	郡上市白鳥町為真二二〇五番地の一	同	高山赤十字病院	高山市天満町三丁目一番地	同
郡上市市民病院	郡上市八幡町島谷二二六一番地	同	国民健康保険飛驒市民病院	飛驒市神岡町東町七二五番地	同
郡上市地域医療センタ―国保和良診療所	郡上市和良町沢八八二番地	同	岐阜県立下呂温泉病院	下呂市幸田二一六二番地	同
社会医療法人厚生会木沢記念病院	美濃加茂市古井町下古井五九〇番地	同			
太田病院	美濃加茂市太田町二八五五番地の一	同			
濃成病院	可児市広見八五一番地八	同			
岐阜社会保険病院	可児市土田二二二番地五	同			

岐阜県告示第五百二二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十一月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 メイト ル	延長 メイト ル	備考
県道	揖斐川線	揖斐郡大野町大字本庄字 上新田一〇二八番地先か ら	揖斐郡大野町大字本庄字 中新田六一五番一 địa 先か ら	前	六〇〇 六五	一〇〇〇	起点の 延長 岐阜 県道 大野 線と 重用
		同郡同町大字加納字 六反田西二七六番一 địa 先まで		後	六〇〇 三〇	七九〇	

岐阜県告示第五百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十一月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長 メイト ル	供用開始 の期日	備考 （区域 決定又 は告示 年月日 ほか）
------	-----	---	---	----------------	-------------	---------------------------------------

一般 国道	二百五 十六号	郡上市八幡町那比字白倉五六 六一番一 địa 先から 同市同 九〇番一 địa 先まで	字豆戸五四	平成 二五・二・一	平成 二五・八・七
----------	------------	--	-------	--------------	--------------

岐阜県告示第五百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十一月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長 メイト ル	供用開始 の期日	備考 （区域 決定又 は告示 年月日 ほか）
県道	本山東 嶽線	揖斐郡揖斐川町谷汲徳積字天 神洞一五二八番三地先から	同郡同町同 字寺	三六〇	平成 二五・二・一	平成 二五・二・一

岐阜県告示第五百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十一月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	本庄線 揖斐川線	揖斐郡大野町大字本庄字中新 田六一五番一地从先から 同郡同町大字本庄字上新 田一〇二八番地先まで	六〇〇	平成 二五・二・一	平成 二五・二・一

岐阜県告示第五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十五年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町北方字松尾二二八〇の二、二二八〇の三、二二八一の二、二二八一の三、二二八二の二、二二八四の二

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

岐阜県告示第五百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次

の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町洲河字島会道五五六の七

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。(一)

岐阜県告示第五百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十五年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林の所在場所

中津川市落合字横挽一三五八の二三

<table border="1"> <tr> <td>指定番号</td> <td>岐重五七</td> </tr> <tr> <td>種目</td> <td>考古資料</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>美濃観音寺山古墳出土品</td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td>二五</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>美濃観音寺山古墳は、美濃市大字横越字観音寺の標高一五五メートル</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>美濃市生櫛八八</td> </tr> <tr> <td>所有者</td> <td>美濃市</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>美濃市一三五〇</td> </tr> </table>	指定番号	岐重五七	種目	考古資料	名称	美濃観音寺山古墳出土品	員数	二五	内容	美濃観音寺山古墳は、美濃市大字横越字観音寺の標高一五五メートル	所在地	美濃市生櫛八八	所有者	美濃市	住所	美濃市一三五〇	<p>岐阜県重要文化財</p> <p>岐阜県教育委員会告示第四号</p> <p>岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第三条第一項の規定による岐阜県重要文化財の指定を次のように行うので、同条第三項の規定により告示する。</p> <p>平成二十五年十一月一日</p> <p>岐阜県教育委員会 委員長 野原正美</p>	<p>教育委員会告示二</p>	<p>二 指定の目的 落石の危険の防止</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐は、択伐による。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県恵那農林事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p>
指定番号	岐重五七																		
種目	考古資料																		
名称	美濃観音寺山古墳出土品																		
員数	二五																		
内容	美濃観音寺山古墳は、美濃市大字横越字観音寺の標高一五五メートル																		
所在地	美濃市生櫛八八																		
所有者	美濃市																		
住所	美濃市一三五〇																		
			<p>の観音寺山山頂に所在した全長二メートルの前方後方形の古墳である。平成四年にゴルフ場開発に伴い発掘調査が行われた。埋葬施設が後方のほぼ中央に設けられ、内部には組合式木棺を置いたと考えられる。そこから方格規矩四神鏡一面、重圈文鏡一面、勾玉二点、水晶小玉二点、ガラス小玉一八点及び土器小片一八点が出土した。方格規矩四神鏡は中国からの舶載品で、いわゆる王莽鏡に当たり、意図的に割られ被葬者の頭部を挟むよう左右に配置された状態で、重圈文鏡は仿製で、被葬者左側の頭部から肩部の位置で出土した。本古墳出土品は、弥生時代末から古墳時代初頭頃における古墳副葬品の全容や埋葬に伴う祭祀の一端を知ることができる一括資料で、歴史上、学術上の価値が高</p>																
			<p>分庁舎)</p>																

いと認められる。

岐阜県教育委員会告示第五号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第四条第三項の規定による岐阜県重要文化財の指定の解除が次のとおりされたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年十一月一日

岐阜県教育委員会

委員長 野原正美

指定を解除された岐阜県重要文化財

指定番号	種目	名称	員数	所在地	所有者	住所
岐重 三〇五	工芸品	元屋敷古窯出土品	二〇、四五〇点のうち三五三三点	土岐市泉町久尻二二六三	土岐市	土岐市土岐津町土岐口二一〇一

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第百号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨告示する。

平成二十五年十一月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

指定する施設の名称等

名 称	所 在 地
社会福祉法人野光会 特別養護老人ホームアルナス	岐阜市白鳥町白鳥414番地3

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステムの機器調達、保守及び運用等業務 一式
 - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 3 入札公告を行った日 平成25年7月23日
 - 4 落札者を決定した日 平成25年9月3日
 - 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市中区錦一丁目17番1号
NECキャピタルソリューション株式会社中部支店
支店長 星野 和隆
 - 6 落札金額 56,783,160円
 - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県総合企画部市町村課
 - (2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非

営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十五年十月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エルフレイベン
- 三代表者の氏名 丸山博
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃市大矢田二二四七番地二八
- 五 定款に記載された目的 この法人は、中濃地区を中心とした地域にサッカーチームを作り、運営し、スポーツの振興を図り、同時に、子どもの健全育成を図る活動や清掃活動や行事参加などのまちづくりの推進を図る活動を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）（第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年十一月一日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
(仮称)クスリのアオキ中野店

- 一 大垣市中野町三丁目三六番 外
- 二 意見の概要
意見なし（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）（第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年十一月一日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
スーパーセンタートリアル岐南店
羽島郡岐南町上印食六丁目六六番 外
- 二 意見の概要
意見なし（届出事項 変更）

飼料の試験結果

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十五年六月に収去された飼料の試験の結果の概要を公表する。

平成二十五年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

収去場所	製造事業者等の名称及び所在地	飼料の名称	製造(輸入)月	分		析										結		果					概		要		違反の内容
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	カルシウム %	りん %	揮発性窒素 %	水性窒素 %	ペクチン消化率 %	TDN %	ME Kcal/kg	その他検査												

12	同上	同上	牛繁殖	ホルバインニュー 子牛育成	25.07	18.7	2.4	5.1	6.1	1.11	0.39								
13	同上	高山市丹生川 町焼石地丹生川 ストックハウス	ノースン印乳牛用 配合飼料 シナシードライ	25.07	23.4	2.3	4.9	7.6	1.64	0.65									
14	同上	同上	ノースン印乳用牛 飼育用配合飼料 K35FP	25.07	16.2	5.8	6.2	4.4	0.60	0.49									
15	同上	同上	ノースン印肉用牛 肥育用配合飼料 びたピニウ後期	25.06	13.4	3.1	3.4	3.2	0.21	0.42									

恵那市掲示場

市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、恵那市営土地改良事業島地区の換地計画を適当と決定したので、同法第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 縦覧期間

平成二十五年十一月一日から
同 二十五年十二月二日まで

二 縦覧場所

平成二十五年十一月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社